

(別表)

応募に係る提出書類一覧表

提出書類は一覧表の順番に並べて提出してください。

提出書類		備考	様式	チェック欄
1	地域密着型サービス等事前申出書		第1号様式	
2	事業計画書	別添の注意事項を確認すること	申出様式第1号	
3	事業実績書(添付資料含む)	別添の注意事項を確認すること	申出様式第2号	
4	法人代表者経歴書		申出様式第3号	
5	誓約書	開成町指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱第4条各号に該当しない旨のもの(下記参照)	申出様式第4号	
6	決算書	最新年度を含む過去3年分	任意	
7	定款	最新のもの		
8	位置図	住宅地図等、事業予定地の位置・形状が明確に分かるものとし、予定地をマーカー等で色づけすること		
9	用途図	都市計画の用途がわかるもの	任意	
10	賃貸借契約書・合意書	賃貸又は購入により土地又は建物を所有する場合の折衝状況がわかるもの	任意	
11	登記簿謄本	事業予定地及び建物	任意	
12	意向確認書	併設施設等の選定結果に係るもの(該当がある場合のみ)	申出様式第5号	

※ 一覧の書類以外で、本町が必要とする書類の提出を求めています。

【参考】開成町指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱
(事前申出者の要件)
第4条 事前申出を行なう者(以下「事前申出者」という。)が次の各号のいずれか該当するときは、事前申出を行うことができない。
(1) 法人でないもの
(2) 介護保険法(以下「法」という。)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
(3) 法第78条の10(第2号から第5号までを除く。以下この条において同じ。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
(4) 法第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は法第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの
(5) 事前申出前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
(6) 事前申出者の役員等が次のいずれかに該当する者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
ロ 第2号又は前号に該当する者
ハ 法第78条の10の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
ニ 第4号に規定する期間内に法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は法第78条の8の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの